

教員養成セミナー2022年4月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
パワーアップノート

◆第7回◆教育法規①-1
教育の目的

講師：植竹 丘（共栄大学）

1 憲法と教育 (福井県 2022年度)

次の「日本国憲法」の条文の () に入る適語の正しい組み合わせを選べ。

第26条

- 1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その (ア) に応じて、ひとしく教育を受ける (イ) を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる (ウ) を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

- | | | | | | |
|--------|------|------|-------|------|------|
| ① ア：能力 | イ：権利 | ウ：義務 | ② ア：個 | イ：義務 | ウ：責任 |
| ③ ア：能力 | イ：権利 | ウ：責任 | ④ ア：個 | イ：義務 | ウ：義務 |
| ⑤ ア：能力 | イ：義務 | ウ：責任 | ⑥ ア：個 | イ：権利 | ウ：義務 |

日本国憲法における「教育」 (日本国憲法第26条)

- ▶ すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく**教育を受ける権利**を有する。
- ▶ 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に**普通教育を受けさせる義務**を負ふ。義務教育は、これを**無償**とする。

日本国憲法における「教育」 (cont.)

(「教育」という言葉)

▶ 第20条第3項

- 国及びその機関は、宗教**教育**その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

▶ 第44条

- 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、**教育**、財産又は収入によつて差別してはならない。

▶ 第89条

- 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、**教育**若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

3 教育に関する法規 (神奈川県/横浜市/川崎市/相模原市 2019年度)

次のア～エの記述は、ある法規の条文からの抜粋である。条文と法規名の組み合わせとして適切なものを選べ。

ア すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

イ 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

ウ 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

エ 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

- | | | | | |
|---|---------|---------|-----------|-----------|
| ① | ア：教育基本法 | イ：日本国憲法 | ウ：学校保健安全法 | エ：学校教育法 |
| ② | ア：日本国憲法 | イ：教育基本法 | ウ：学校教育法 | エ：学校保健安全法 |
| ③ | ア：日本国憲法 | イ：学校教育法 | ウ：健康増進法 | エ：学校保健安全法 |
| ④ | ア：学校教育法 | イ：日本国憲法 | ウ：学校教育法 | エ：健康増進法 |
| ⑤ | ア：日本国憲法 | イ：教育基本法 | ウ：学校保健安全法 | エ：学校教育法 |

「普通教育を受けさせる義務」

▶ 日本国憲法第26条第2項前段

- すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。

▶ 教育基本法第5条第1項

- 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

▶ 学校教育法第16条

- 保護者（略）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

教員養成セミナー2022年4月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
パワーアップノート

◆第7回◆教育法規①-2
教育の理念

講師：植竹 丘（共栄大学）

1 憲法と教育（岐阜県 2022年度）

下の文章は、「教育基本法」の条文の一部である。文中の下線部①～⑤のうち、正しくないものをすべて選べ。

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、①豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、②自主、自律及び協同の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、③公正な判断力に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、④自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、⑤他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

「教育の目標」 (教育基本法第2条)

- ▶ 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
 - 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
 - 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
 - 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
 - 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
 - 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

「義務教育の目標」 (学校教育法第21条)

- ▶ 一 学校内外における社会的活動を促進し、**自主、自律及び協同の精神**、規範意識、公正な判断力並びに**公共の精神**に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- ▶ 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ▶ 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、**伝統と文化**を尊重し、それらをはぐくんできた**我が国と郷土を愛する態度**を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

cf.) 高等学校の目標 (学校教育法第51条第三号)

- ▶ 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

3 教育に関する法規 (神戸市 2022年度)

次の文は、教育基本法第4条第3項および学校教育法第19条である。()に入る適語の正しい組み合わせを選べ。

教育基本法

第4条第3項 国及び地方公共団体は、(ア)があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

学校教育法

第19条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、(イ)は、必要な援助を与えなければならない。

- ① ア：学習意欲 イ：校長
- ② ア：能力 イ：市町村
- ③ ア：学習意欲 イ：市町村
- ④ ア：能力 イ：校長

経済的理由による「しゅうがく」困難

▶ 教育基本法第4条第3項

- 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

▶ 学校教育法第19条

- 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。